

公益社団法人熊取町シルバー人材センター

会費及び賛助会費規程

公益社団法人熊取町シルバー人材センター

会費及び賛助会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊取町シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費及び賛助会費に関し必要な事項を定める。

(会費及び賛助会費の額)

第2条 会員が、納入する一事業年度に納入すべき会費及び賛助会費の額は、次の各号に定める額とする。但し行政職員の特別会員については、会費を免除する。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 正会員 | 年額 | 2,000 円 |
| (2) 特別会員 | 年額 | 1,000 円 |
| (3) 賛助会員 | 一口 | 1,000 円 |

2 年度の途中で入会した者の会費及び賛助会費についても同額とする。

ただし、10月以降に入会した者は、入会の年度に限り無料とする。

3 年度の途中で会員の資格を喪失した者の会費及び賛助会費は、これを返却しない。

(会費及び賛助会費の納入)

第3条 前条の会費及び賛助会費は、毎年3月末日までに、翌年度分を一括納入するものとする。但し、年度の途中で会員になったものについては、入会時に納付するものとする。

(会費及び賛助会費の使途)

第4条 会費及び賛助会費は、一事業年度における合計額の2分の1以上は、公益目的事業のために、残余は管理費用等のために充当するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年６月８日から施行する。